

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起き
が休日は、
翌日と同
の翌日)

平成三年九月三十日

鳥取県人事委員会規則第十九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規

則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「課長」の下に「医長、副医長」を加え、同項

中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 精神保健センターの所長、課長、医長、副医長及び医師

第四条第二項に次の二号を加える。

六 精神保健センターの技幹、主任(技術吏員に限る。)及び作業療法

士

第四条第三項第五号を次のように改める。

五 福祉相談センターの技幹、看護婦及び准看護婦

第四条第三項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

附 則

この規則は、平成三年十月一日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年九月三十日

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

鳥取県人事委員会規則第二十号

規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の「医学又は歯学に関する課程にあつては大学院に四年以上、これらの課程以外の課程にあつては大学院に五年以上在学した場合に限る。」を削る。

別表第三の七の表二級の項中第四号を第六号とし、同号の前に次の二号

五 精神保健センターの課長、医長又は副医長の職務
別表第三の七の表二級の項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 保健所の医長又は副医長の職務

別表第三の七の表三級の項第三号中「又は課長」を「、課長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長」に改め、同項中第五号を第六号とし第四号の次に次の一号を加える。

五 精神保健センターの所長、困難な業務を所掌する課の長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務
別表第三の七の表四級の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 精神保健センターの困難な業務を処理する所長の職務

附 則

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

別表第一 知事の事務部局の地方機関の項中

合看

長課長次所長

兒童相談所

課長
課長
課次

		課	長
次	課	次	長
長	長	長	長
次	課	次	長
長	長	長	所
所			長
長			長

	婦人相談所	兒童相談所
		課 長

課長課長課長課長所長所長所長

共通の項中

社会福祉
主事

を

精神福祉
主事 士

に改める。

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の

課	
長	
課	
長	
次	
長	

倉吉総合看護専門学校

別表第六 知事の事務部局の地方機関の項中
管理職手当に関する規則

皆生小児療育センター

院長	院長

に改める。

院長	院長
院長	院長

この規則は、平成三年十月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第二十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の地方機関の項中

精神保健センター	皆生小児療育センター
課長	院

長三種を

福祉相談センター

所長（人事委員会
が承認したものに
限る。）

身体障害者更生
相談所

所

婦人相談所	児童相談所
所	所

長三種

次所長

児童相談

婦人相談所	児童相談所
所	所
長	長

三種

三種

三種

次

倉吉総合看護専門学校

次